

◇◇ 待ったなしの地方外郭団体経営改革 ◇◇

「公の施設」の管理運営主体について、地方自治法の一部を改正する法律が平成 15 年 9 月 2 日から施行され、公共団体等に限られていた（管理委託制度）が民間事業者にも管理運営を委ねられる指定管理者制度に変更することとなった。管理委託をしている「公の施設」（直営以外）については、施行日から 3 年以内（平成 18 年 9 月 1 日まで）に原則として指定管理者制度に移行することとされた。

これを受けて、各自治体では急ピッチで指定管理者の指定を進めている。総務省（平成 16 年 12 月）「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」によると、平成 16 年 6 月 1 日現在、1,550 施設で指定管理者が指定されている。平成 18 年 4 月から指定管理者制度に移行しようとすると、今年度中に条例の整備、事業者の公募、選定、議会での議決をしなくてはならない。この秋から冬が指定管理者指定のピークになりそうだ

指定管理者制度の導入で存亡の危機に立っているのが、地方自治体自らが施設管理を目的に設立した外郭団体である。その業務が民間や NPO に移ると大きく存立基盤が揺らぐ。民間や NPO は指定管理者制度を新事業の好機と捉え、価格を抑え、サービス向上の工夫をした提案をぶつけてくる。指定管理者の指定は議会の議決を伴うため、納税者にも納得できる管理者の選定プロセスが求められ、従来からやっているからというだけで外郭団体を指定することはますます困難になっている。

実際に、昨年 6 月に行われた都立公園の指定管理者制度第一号の小山内裏公園では選定委員会により、これまで独占的に都立公園の維持管理を行ってきた東京都公園協会ではなく、民間企業が指定された。東京都では現在 63 都立公園の指定管理者を公募しており、その帰趨は協会そのものの存続を左右することになる。こうしたケースは全国各地で増えている。地方自治体自身、財政が逼迫し、これまでどおり外郭団体に金銭的人的支援を継続することが難しくなっているからだ。

指定管理者制度により選定された民間企業をみると、初めて選定されたという緊張感もあり、決められた委託料の中で、時間延長、CS の導入などサービスの向上、管理経費の効率化、独自サービスの実施に努めている例が多い。住民にとっては、施設の運営が外郭団体であろうが、民間企業や NPO であろうが、住民の視点に立ったサービスが提供されることが何よりである。

指定管理者制度は外郭団体の抜本的見直しの好機でもある。筆者は、地方自治体が 100% 近く出捐するような外郭団体は解散し、公共として本当に必要なサービスは公共直営で行い、そうでないものは株式会社として民間や住民の資本を入れ独立化を指向すべきではないかと思う。外郭団体に勤めるプロパー職員からは将来の不安の声を聞く。彼らの意欲を高めるためにもどこかで決断が迫られる。

平成 17 年 6 月 編集担当 石井 良一